

寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス業務委託仕様書

1 事業概要

寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進に寄与するため、専門業者に委託して、寝具一式（掛け布団・敷布団・毛布）の洗濯・消毒・乾燥を行う。

利用回数は1人年1回。

生計中心者の市町村民税所得割額に応じて利用者負担あり。

2 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 対象者

本市居住者のうち、介護保険法第19条に規定する要介護認定において要介護3以上と判定された65歳以上の高齢者で、伝染性疾患患者でない者。

4 業務実施方法

利用者からの申し出に従い、利用者宅に寝具を引き取りに行き、洗濯・消毒・乾燥を行った後、利用者宅に納品する。寝具を引き取る際、鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯利用券（以下「利用券」という。）及び、利用券に記載の利用者負担金を受領し、領収書を交付すること。

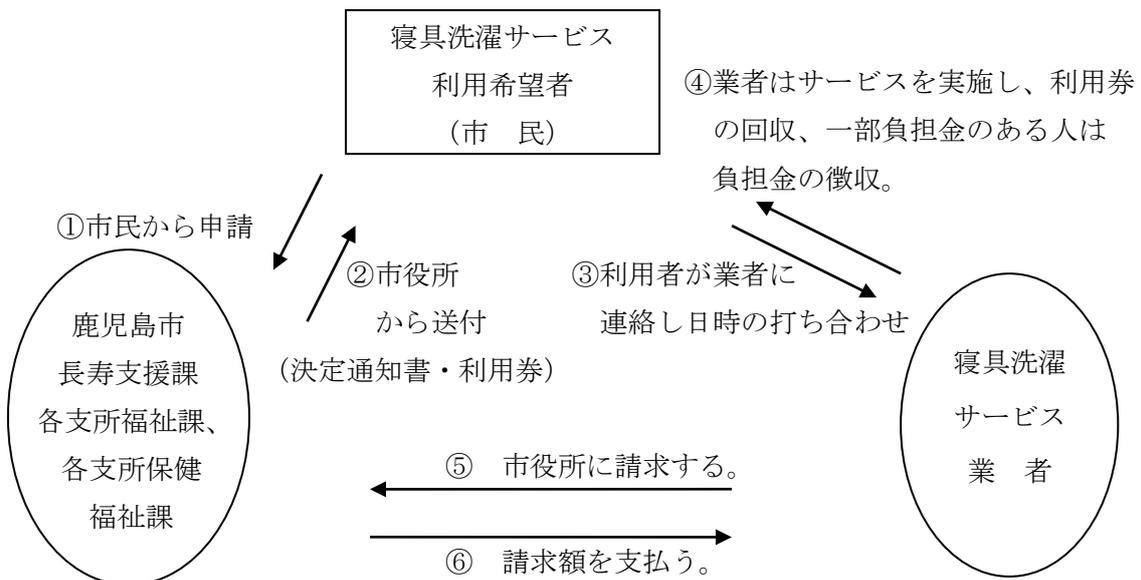
なお、利用者へ納品するまでの期間は原則3～4日間にて行うこと。

5 請求方法

受領した利用券を2ヶ月分ごとに合計し、その利用券により翌月の10日までに、長寿支援課・谷山福祉課に対して利用券及び所定の請求書を提出すること。

6 本業務の流れ

- (1) 申請及び審査（市民→市長寿支援課及び各支所）
市民からの申請に基づき対象要件に該当するか審査をし、決定を行う。
- (2) 決定及び関係書類送付（市長寿支援課及び各支所→市民）
決定者については、「決定通知書」及び「鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯利用券」を送付する。
- (3) 寝具洗濯の依頼（市民→寝具洗濯サービス業者）
利用者が業者の方へ連絡し、日時の打ち合わせをする。
- (4) 納入（寝具洗濯サービス業者→市民）
(3)に基づき、利用を受ける者の自宅で寝具の引き取りを行い、自己負担額がある場合は徴収し、署名をもらった利用券を受領する。
- (5) 請求（寝具洗濯サービス業者→市長寿支援課）
洗濯サービス終了後、利用券を2ヶ月分まとめて市請求書と併せて市へ代金請求をする。



7 再委託

- (1) 受託者は契約書及び仕様書に定める事項に従って、適切に業務を遂行し、かつ事業の質を確保することができる事業者に対し、業務の一部を委託（以下、「再委託」という。）することができる。
ただし、この場合、受託者は必ず事業の管理及び調整にかかる業務を行うものとし、一部委託を行った業務の実施に係る責任は、受託者にあるものとする。
- (2) 受託者は、再委託を行う場合は、事前に市と協議し、市が認めた場合に限り、再委託できる。

8 留意点

- (1) 日時等の打ち合わせや内容等については、本人又は立会人に対して十分な説明を行うこと。
- (2) 寝具洗濯等に日数がかかり、利用者が困る場合についての対応策をとること。
- (3) 数量は、申請により不確定であるため、過去実績を参考にすること。
- (4) 搬送の交通費等についても、単価に含まれるものとする。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積もった契約希望金額（現行の消費税率10%で積算し設定した金額）の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を入札書に記載すること。

9 過去の実績

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
決定数	601	668	699	735	713
延利用者数	703	756	772	818	358
利用回数	最大3回	最大3回	最大3回	最大3回	最大3回

※鹿児島市長寿支援課、谷山福祉課の合計

※令和8年度から利用回数は最大3回から1回へ変更。

※令和7年度は令和8年1月末現在の実績。

令和7年9月の工場火災の影響により、令和7年10月～12月は受け入れを停止。

令和8年1月5日に受け入れ再開。